

# 医薬用外毒物劇物危害防止規定（例示）

## 1 目的

この規定は、当社における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

## 2 当社従業員の任務

当社従業員は、この規定に定める毒物劇物の取扱い、保管管理に注意し、危害の防止に努めなければならない。

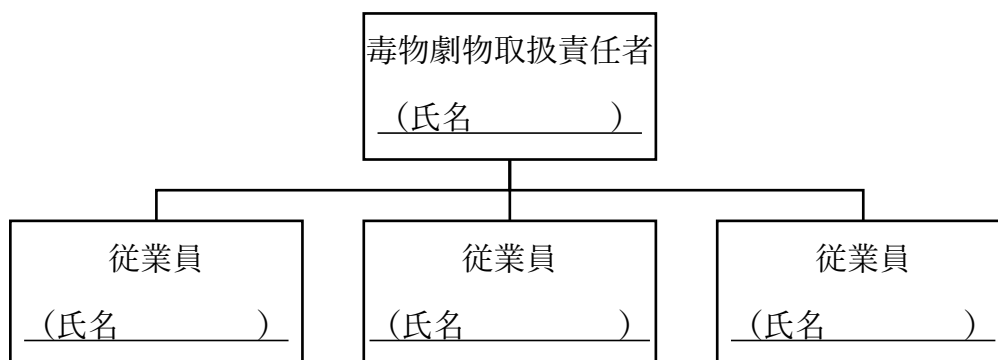
## 3 管理体制

### (1) 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物の適正な取扱い、保管管理を確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。  
取扱責任者は、〔(氏名) \_\_\_\_\_〕とする。

### (2) 社内連絡体制

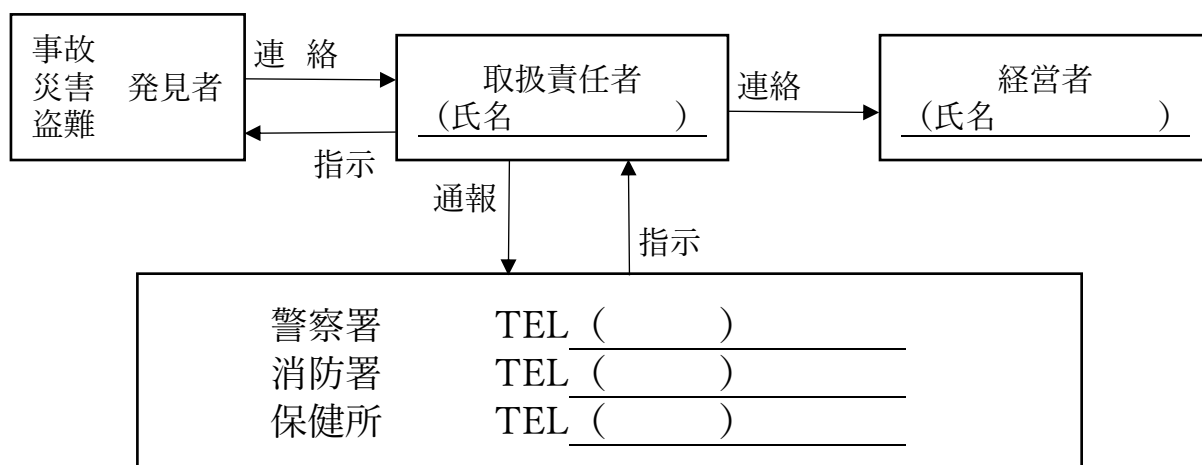
#### ア 管理組織図



- ① 取扱責任者は、毒物劇物の取扱い等に関し、必要な指示を従業員に与える。
- ② 各従業員は、取扱責任者の指示に従い、必要な助言及び報告をする。

#### イ 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。



※休日、夜間の際の緊急連絡

緊急連絡先 \_\_\_\_\_ TEL ( )  
\_\_\_\_\_ TEL ( )